別冊　参考資料②

システム開発状況について

（※）本資料に記載の機能は正式版の内容です。試用版とは提供範囲が異なります。
（※）掲載している画面イメージは基本設計時点のものであり、開発の過程で変更される場合があります。
（※）資料中の自治体名、ロゴ、キャラクター等は、開発向けの例示であり、当該自治体の実際の取組みを示すものではありません。
（※）システムのより詳細な機能等については、9月30日開催の第2回全国説明会資料「ふるさと住民システム機能ガイド（自治体向け）」を参照してください。

ふるさと住民登録システムの概要

利用者・自治体・総務省・自治体の既存システム等を一つの基盤でつなぎ、登録から活動、施策利用までを支える。

利用者の流れ

○ 利用者は、地域との出会いから登録・参加・深化までの4段階で、地域との関係を深めていく。

STEP1　出会う	STEP2　登録する	STEP3　参加する	STEP4　深める
関心のある地域の情報に、アプリのタイムラインで出会う	自治体を選び、アンケートに回答してふるさと住民として登録する	担い手活動やイベントに申請し、現地で活動実績を記録する	活動実績に応じてプレミアム登録へ進み、サポート施策を利用する

システム構成と関係者

ふるさと住民（利用者）

・ベーシック／プレミアム登録
・担い手活動への参加申請
・サポート施策の利用

↕ 登録・申請 情報配信

自治体職員・関係団体

・情報発信と担い手の募集
・申請と実績の確認・承認
・サポート施策の提供

↕ 登録・承認 通知・統計

総務省

・関係人口の把握
・統計情報の受領
・制度全体の運用改善

↑ 統計情報の提供

ふるさと住民登録システム

ふるさと住民アプリ（住民向け）
登録、情報の閲覧、担い手活動の申請、施策の利用

管理者ポータル（自治体職員向け）
情報発信、申請の確認・承認、統計の確認

外部連携基盤
自治体の既存システムや民間事業者のサービスとの情報連携

↕ 情報連携　　↕ API連携

自治体の既存システム等

公式サイト／自治体アプリ等

主要機能マップ

機能は「住民が使う機能」「自治体が使う機能」「オプション機能」の三つに整理される。

機能の三分類と掲載ページ

○ 主要機能は、利用する主体に応じて三つに整理する。各機能の説明ページを併記する。

住民が使う機能（ふるさと住民アプリ）		自治体が使う機能（管理者ポータル）		オプション機能	
P4	利用者向けマイページ	P9	管理者ポータル	P14	自治体の既存システム等との連携
P5	ベーシック登録・プレミアム登録	P10	自治体発信情報の掲載	P15	独自アンケート
P6	担い手活動の申請・実績記録	P11	担い手活動の管理	P16	関係団体管理
P7	サポート施策の利用・登録証	P12	サポート施策の管理	P17	コミュニティ／ゲーミフィケーション
P8	継続的な利用を支える機能	P13	統計情報の作成		

(※)各ページでは、機能について「主な機能」「画面イメージ」「自治体側のメリット」の順に説明する。

住民が使う機能 ： 利用者向けマイページ

利用者が地域の情報に日常的に触れ、必要な機能へ迷わずたどり着ける入口。

主な機能

〇利用者向けマイページは、利用者が自分に関する情報を確認し、必要な機能へたどり着くための入口であり、次の機能を備える。

（1） タイムライン表示	登録した自治体の観光・イベント・担い手募集の情報を、新しい順に表示する
（2） お知らせ	自治体やシステムからの連絡を一覧で確認する（未読・既読を管理）
（3） お気に入り	気になった情報を保存し、あとから一覧で見返すことができる
（4）登録情報・通知設定	プロフィールや興味・関心、通知の設定を一元的に管理する

〇 ホーム画面では、登録した自治体からの新着情報と、重要なお知らせを上部に表示する。



利用者用画面

自治体側のメリット

発信内容の改善

お知らせの既読状況やお気に入り登録記事などの登録者の反応が可視化され、発信内容の改善に活かせる

確実な連絡

お知らせの未読・既読をアプリ上で利用者に表示でき、重要な連絡が確実に届く

問い合わせの抑制

住民が迷わず目的の機能にたどり着けるため、問い合わせを抑えられる

住民が使う機能 ： ベーシック登録・プレミアム登録

気軽に登録できる入口と、活動実績に応じて関係を深める段階の二つを用意。

主な機能

○ ふるさと住民登録は、「誰でも登録できるベーシック登録」と「活動実績に応じたプレミアム登録」の二段階で構成される。

（1）ベーシック登録	自治体を選び、アンケートに回答して登録する
（2）プレミアム登録	担い手活動に年3回以上参加及び、自治体が定める要件を満たした利用者が申請し、自治体が承認する
（3）登録時アンケート	国が定める項目以外にも自治体独自のアンケートが取得できる
（4）都道府県同時登録	市区町村にベーシック登録すると、都道府県にも同時登録できる
（5）プレミアム登録自動承認	独自要件がない場合は、担い手活動3回を自動判定して自動承認できる



ベーシック登録証画面／アンケート画面

自治体側のメリット

入口と深化の両立

誰でも登録できる入口と、深く関わる方を見分ける仕組みを両立できる

自動承認による事務負担軽減

プレミアム登録の要件として、年3回の担い手活動のみを設定した場合は、自動要件判定が行われ、事務負担を軽減できる。

登録証作成の省力化

登録証はテンプレートから作成でき、デザインの負担がかからない

住民が使う機能 ： 担い手活動（探す・参加申請・実績記録）

地域の担い手を募集し、参加申請から現地での実績記録までを一気通貫で実施可能。

担い手活動の流れ

○ 担い手活動は、募集から実績の記録までを次の四つの段階で扱う。

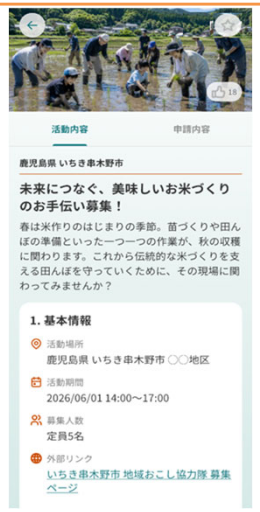
① 活動を探す	② 参加を申請する	③ 活動に参加する	④ 実績を記録する
アプリから活動を探す	必要事項を入力して参加を申請する	担い手活動に参加する	現地で2次元コードを読み取り、参加実績を登録する

○ 2次元コードは活動ごとに出力・印刷。（※）読取範囲は、指定した座標から半径1キロ圏内。
○ 2次元コードを使えない場合は、利用者からの実績申請を職員が確認して登録することもできる。

主な機能

○ 利用者はアプリから活動を探し、申請から実績の記録までを行う。

（1）検索機能	地域・活動期間・興味・関心での絞り込みと、キーワード検索
（2）おすすめ機能	興味・関心に応じた活動を、ホームやさがすトップにおすすめ表示
（3）参加申請	応募フォームを入力して申請。マイナンバーカードで本人確認
（4）実績登録	現地から2次元コードの読み取り、もしくは、書類を添付して申請
（5）応募フォーム機能	自治体が活動ごとに質問を設定できる





住民が使う機能 ： サポート施策

担い手活動と地域での生活を支える施策を、三つの型で提供できます。

サポート施策の三つの型

A 登録証提示型

窓口などで登録証を提示して利用する。事前の申請は不要

(例)公共施設を住民と同じ条件で利用する

対象とする登録区分と、利用できる期間を設定する

B 回数券型

回数券を提示して利用する。利用するたびに残数が更新される

(例)利用できる回数を決めて提供する施策

対象とする登録区分と、使用回数の上限を設定する

C 利用申請型

利用者が事前に申請し、自治体が承認したうえで利用する

(例)交通費・宿泊費の補助、ワーキングスペースの利用料の補助

申請内容は管理者ポータルで確認し、承認・却下する

○ 自治体は、型ごとの記載例を参照しながら登録でき、施策を準備する際の入力の手間を抑えられる。

主な機能

○ 利用者はアプリから施策を探し、提示または申請して利用する。

(1) サポート施策申請	申請型は本人確認のうえ申請し、自治体の承認を受けて利用する
(2) 書類提出機能	領収書などの書類を添付して申請
(3) ベーシック・プレミアム向け	登録区分ごとに対象を設定。限定施策は枠とタグで区別して表示







住民が使う機能 ： 継続的な利用を支える機能

お知らせ・FAQ・活動の記録で、登録後も使い続けられるアプリにします。

主な機能

○ 登録後も継続して利用いただくため、次の機能を備える。

（1）お知らせ・通知	自治体からの新着情報や申請の結果を通知で届け、未読・既読を管理できる
（2）FAQ・問い合わせ	よくある質問をカテゴリ別に確認でき、解決しない場合はヘルプデスクに問い合わせできる
（3）活動履歴の確認	参加した活動の履歴と申請の状況を確認できる
（4）バッジの表示	活動の参加回数等に応じたバッジを登録証に表示
（5）お気に入り	気になったニュース等を保存し、あとから見返せる







自治体側のメリット

問い合わせ対応の軽減

住民がFAQで自分で解決できるため、自治体への問い合わせが減る
解決しない場合はヘルプデスクが受けるため、自治体での一次対応が発生しない

確実な連絡

重要なお知らせを通知で届けられるため、郵送や電話での個別連絡が要らない

関係の継続

活動の記録とバッジが蓄積されるため、次の活動への参加を促せる

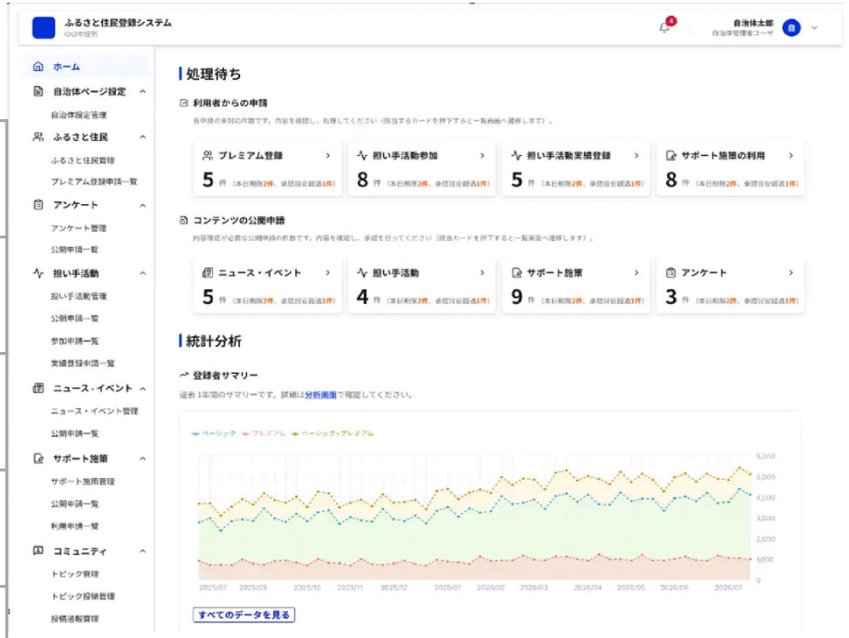
自治体が使う機能 ： 管理者ポータル

自治体職員が確認・承認・情報発信・分析を一つの画面から行える業務の起点です。

主な機能

○ 管理者ポータルは、自治体職員が日々の業務を行う起点となる画面であり、次の機能を備える。

（1）業務状況一覧表示	処理待ちの申請を件数と一覧で表示する（プレミアム登録の承認申請、担い手活動の実績確認、施策の利用申請 など）
（2）アカウント管理	職員と関係団体のアカウントを登録し、権限を設定する
（3）各種情報の管理	自治体ページ、イベント・ニュース、担い手活動、施策を管理
（4）統計分析	登録者数や活動状況をグラフで確認し、CSVで出力できる
（5）ご利用ガイド・FAQ	操作方法を画面上でいつでも確認できる



管理者ポータルホーム画面

自治体側のメリット

業務の見える化

対応が必要な業務を一画面で把握でき、確認漏れを防げる

一画面で完結

情報の登録から承認、統計の確認まで同じ画面で完結する

習熟負担の軽減

操作マニュアルとFAQを画面上で確認でき、習熟の負担を抑えられる

自治体が使う機能 ： 自治体発信情報の掲載

基礎情報・イベント・担い手募集を管理者ポータルから登録し、アプリへ届けます。

情報発信の流れ

○ 情報の作成から公開、アプリへの掲載、統計把握まで一気通貫にシステム上で実施可能。

① 情報を作成する

自治体紹介ページ、イベント・ニュース、担い手募集を管理者ポータルで入力する

② アプリへ掲載する

登録された情報がアプリのタイムラインへ掲載される

③ リアクションの統計把握

閲覧数・お気に入り・リアクションの数を集計し、CSVでも出力できる

主な機能

○自治体発信情報は、管理者ポータルで作成し、アプリへ掲載する。

(1) コンテンツ作成	自治体紹介ページ、ニュース・イベント、担い手募集、サポート施策を入力する
(2) AI下書き	ファイルや外部サイトの情報から、掲載文の下書きを作成する
(3)コンテンツ管理	掲載期間(開始日時・終了日時)を設定できる
(4)閲覧数・お気に入り	閲覧数・お気に入り数・リアクション数を統計分析で確認できる
(5) 関係団体申請管理	関係団体が作成した情報を確認し、承認してから公開する
(6)通知	新しい情報の公開を、登録している利用者へ通知する



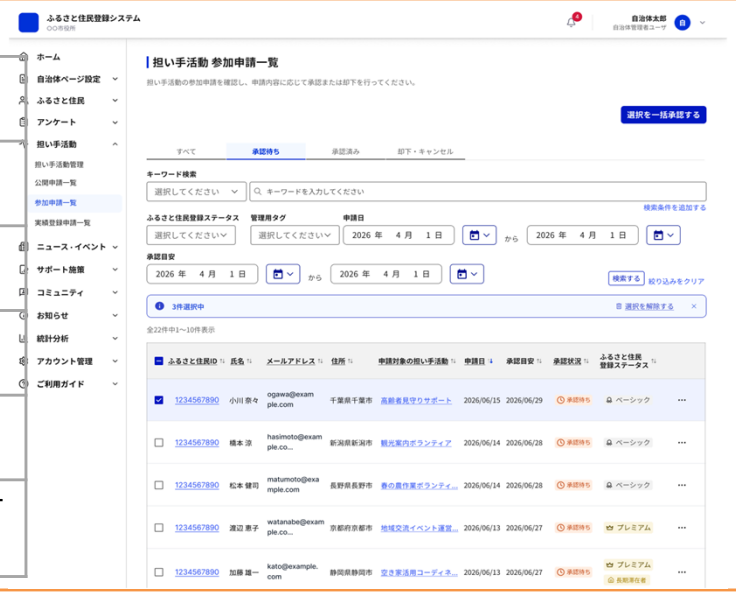
自治体が使う機能 ： 担い手活動（参加者・実績管理）

募集条件を細かく設定でき、記録した活動実績はプレミアム登録の要件確認にそのまま使えます。

主な機能

〇参加申請の受付から実績の確認までを、管理者ポータルで管理する。

(1)参加申請管理	申請を一覧で確認して承認・却下する。まとめての承認もできる
(2)参加実績管理	活動ごと・住民ごとに実績を確認できる
(3)実績取り込み	アプリでの申込がない参加者の実績も、CSVで一括登録できる
(4)2次元コード発行	活動ごとに発行し、参加者の読み取りだけで実績が記録される
(5)参加者一覧出力	申込者・参加者の一覧をCSVで出力できる
(6)申込フォーム作成	担い手活動募集に際して登録者から追加で集めたい情報を取得可能



自治体側のメリット

一連の流れで管理できる

募集から承認、実績の記録までを一つの流れで管理できる

表計算ソフトや紙での参加者名簿の管理が不要になる

現地での記録を省力化できる

2次元コードの読み取りで実績が記録されるため、現地での記録と集計の手間を省ける

2次元コードを使えない場合も、事後の申請で記録できる

実績をそのまま活用できる

記録した活動実績は、プレミアム登録の要件確認にそのまま使える

継続的に関わる住民を把握でき、次の募集の検討に活かせる

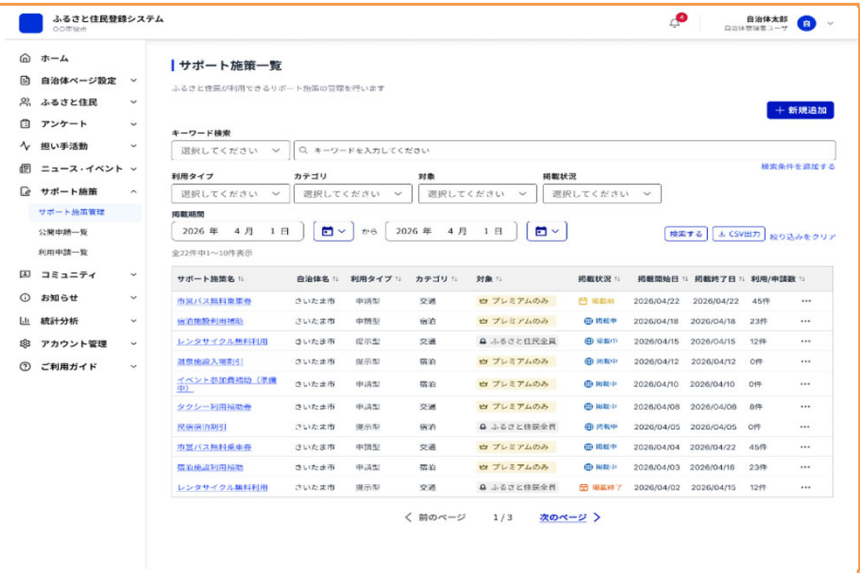
自治体が使う機能 ： サポート施策の管理

対象と期間を自治体が設定でき、利用の状況は管理者ポータルで確認できます。

主な機能

○ サポート施策の登録から利用申請の承認までを、管理者ポータルで行う

（1）施策の登録	三つの型から選び、記載例を見ながら登録できる
（2）対象の設定	対象の登録区分と、掲載・利用できる期間を設定する
（3）利用申請の承認	提出書類を確認して承認・却下する。まとめての承認もできる
（4）公開前の承認	関係団体が登録した施策は、承認してから公開される
（5）利用状況の確認	施策ごとの利用件数や住民ごとの履歴を確認できる



自治体側のメリット

準備の負担が小さい

記入項目と記載例が用意されているため、文面を考える手間が省ける
公開前にアプリでの見え方を確認できるため、公開後の手戻りを防げる

承認の手間を抑えられる

承認待ちの件数がホーム画面に表示されるため、対応漏れが起きない一覧からまとめて承認できるため、申請が集中しても処理が溜まらない

効果を確認できる

施策ごとの利用件数が一覧に表示されるため、施策間で使われ方を比較できる一覧をCSVで出力できるため、庁内の報告にそのまま使える

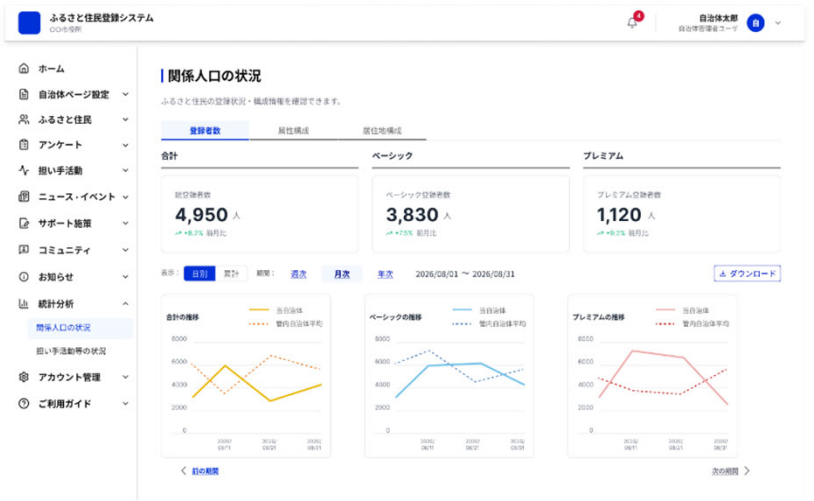
自治体が使う機能 ： 統計情報の作成

登録者数や活動状況を集計・可視化し、関係人口施策の検討と改善に活かせます。

主な機能

○ 管理者ポータルの統計分析ダッシュボードで、次の情報を可視化する。

(1) 関係人口の状況	登録者数をベーシック・プレミアム別に把握でき前月比や推移も分かる
(2) 住民の属性	年代や性別・居住地の構成が分かり、どんな層が登録しているかを把握できる
(3) 担い手活動の状況	参加人数と累計、平均の参加頻度、参加頻度の分布を確認できる
(4) 情報発信の状況	ニュース・イベントの閲覧数や反応、よく読まれた記事の順位が分かる
(5) CSV出力	期間を指定して、集計結果をCSV形式で出力できる



自治体側のメリット

集計作業が不要

登録者数や活動実績が自動で集計されるため、表計算ソフトでの集計作業が発生しない
期間を指定してCSV出力できるため、庁内の報告資料にそのまま使える

施策の検討に活用

年代や居住地の構成、参加頻度の分布が分かるため、届いていない層に合わせて施策を組める
前月比や推移が表示されるため、施策の前後で効果を確認できる

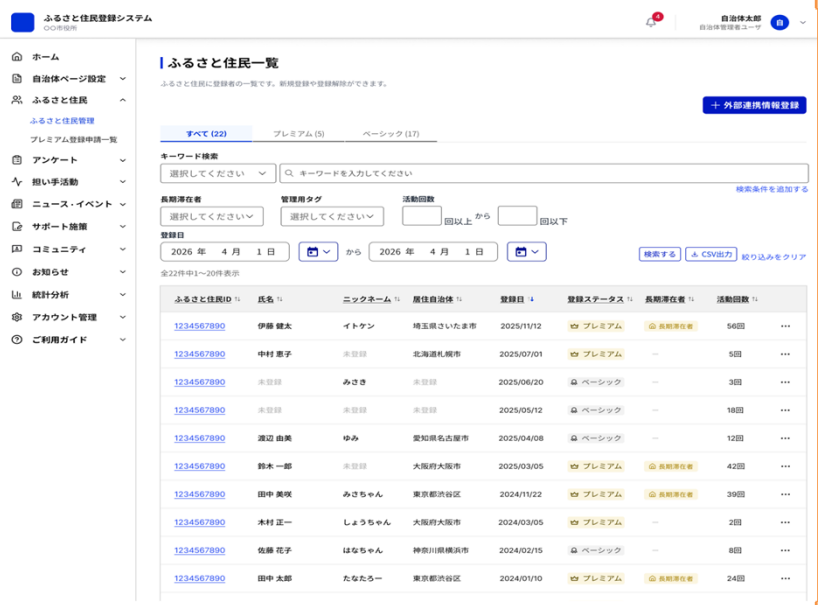
オプション機能 ： 自治体の既存システム等との連携

標準的な認証連携とCSV連携の二つの方式に整理し、改修の負担を抑えて接続できます。

主な機能

○外部連携は、OIDC／OAuth2による認証連携とCSVによるファイル連携の二方式で行う。

(1)認証連携 (OIDC／OAuth2)	広く普及した標準の認証・認可方式を採用。接続側が標準に沿って実装することにより本システムと接続可能
(2) 簡易連携 (CSV)	ファイルの受け渡しで連携する方式。参加者・実績の取り込みと掲載情報の出力ができ、システムの改修は不要



自治体側のメリット

改修の負担を抑えられる

CSV連携は画面からのファイル受け渡しだけで完結するため、既存システムに手を入れずに始められる

既存の取組を活かせる

既存システムで管理している参加者や活動実績を取り込めるため、これまでの取組を引き継げる

オプション機能 ： 独自アンケート

自治体が任意のタイミングでアンケートを作成し、利用者へ配信できます。

主な機能

○ 登録時のアンケートとは別に、自治体が独自のアンケートを配信できる。

（1）アンケートの作成	質問と選択肢を自由に設定できる（最大20問）
（2）公開	自団体のふるさと住民に向けて、必要なときに何度でも実施できる
（3）回答の確認	回答を一覧・詳細やふるさと住民ごとに確認し、CSVで出力できる
（4）公開申請の承認	関係団体が作成したアンケートは、承認してから公開する



自治体側のメリット

費用をかけずに実施できる

作成から回答の収集までポータル内で完結するため、別のアンケートサービスを契約せずに済む

関心のある層に直接聞ける

回答者は自団体に登録した住民に限られるため、関係人口の生の関心や要望が分かる

結果をそのまま使える

回答をCSVで出力できるため、庁内の報告や次の施策検討にそのまま使える
住民ごとの回答も確認できるため、個別のフォローにつなげられる

オプション機能 ： 関係団体管理

自治体が指定した関係団体に、情報発信と担い手活動企画等の事務の一部を任せられます。

主な機能

○ 自治体は、地域の関係団体等にアカウントを払い出すことができる。

（1）関係団体の登録	管理者権限の職員が、関係団体の情報とアカウントを登録・変更・削除する
（2）任せられる範囲	担い手活動、ニュース・イベント、サポート施策、アンケート、コミュニティの登録（ただし、公開には自治体の承認が必要）
（3）公開前の承認	関係団体が登録した情報は、自治体が承認してから公開される
（4）権限の制限	ふるさと住民の一覧など、個人情報を扱う機能は利用できない



○ 関係団体は、インターネット経由で管理者ポータルを利用する。

自治体側のメリット

募集の担い手が広がる

地域の団体に担い手活動募集記事の作成等の事務の一部を委託できるため、自治体だけでは拾えない活動も掲載できる

職員の負担を分担できる

情報の作成を関係団体に任せられるため、職員は内容の確認だけに集中できる

品質を確保できる

公開前に自治体の承認を挟むため、誤った情報がそのまま公開されない
ふるさと住民の個人情報は参照できないため、情報の取り扱いを心配せずに任せられる

オプション機能 ： コミュニティ／ゲーミフィケーション

住民同士の交流と、楽しみながら続く仕組みで、登録後の関係を継続的なものとします。

主な機能

○ 登録後の関係を継続的なものとするため、次の仕組みを提供する。

（1）コミュニティ	自治体や関係団体が設定したトピックで、登録した住民同士が投稿やコメントで交流できる
（2）通報と管理	不適切な投稿は通報でき、管理者ポータルで削除や投稿の停止ができる
（3）ミッション	連続ログインや担い手活動への参加を達成するとガチャチケットが得られる
（4）報酬・トロフィー	ガチャチケットでご当地ポストカードを抽選できる。また、本アプリ全体を通した実績に付与されるトロフィーや自治体ごとのコミットメントに付与されるバッジ等が獲得できる





自治体側のメリット

登録後の関係継続

トピックでの投稿や交流が生まれるため、登録後も地域と接点を持ち続けてもらえる

運用作業が不要

ミッションや抽選の仕組みはシステム側で動くため、自治体の運用作業が発生しない

統制がとれる

通報された投稿を削除でき、繰り返す利用者は投稿を停止できるため、安心して運用できる

システム利用申請等について

ふるさと住民登録システム（仮称）の利用申請等について

○ ふるさと住民登録制度に参加し、ふるさと住民登録システム（仮称）を利用する自治体を対象として、**システム利用申請（自治体→総務省）を令和８年10月末から令和９年１月末まで受付予定**。
○ **制度参加を決定した自治体は、当該受付期間中に利用申請を行っていただきたい**。
○ なお、制度開始後も追加の利用申請を受け付ける予定であるが、具体的な受付時期や方法については今後検討。

利用申請の概要

○ 令和８年10月末に総務省から各自治体に対して、申請様式、システム概要資料、システム利用規約等を送付予定。
申請様式には、利用開始に向けたアカウント設定や利用環境確認等のため、主に下記事項を記入いただく想定。

（１） 管理者アカウント情報　：　初期設定において管理者アカウントとして設定する職員のメールアドレス等
（２） 庁内ネットワーク環境　：　システムを利用する庁内ネットワークの構成及び端末情報等
（３） 関係団体の利用有無等：　参加自治体以外にインターネット経由で接続する関係団体等の有無等
（４） その他　：　ベーシック登録、プレミアム登録ごとの受付開始予定時期等

○ なお、申請見込みの把握のため、別途申請意向等に係るアンケート調査を実施予定。

利用申請後の流れ

○ 利用申請を受け付けた自治体に対しては、**2月下旬を目途に管理者アカウントを発行するとともに、システム利用に関するマニュアル等を配布予定**。
○ **自治体によるシステム利用は3月上旬から開始**される見込みであり、**3月末の国民向けサービス開始（アプリリリース）までの間、自治体情報の登録やコンテンツ作成等の準備を行うことが可能**。
○ なお、**原則、国民向けサービス開始時に各自治体においても登録申請の受付を開始いただきたい**が、やむを得ず間に合わない場合は**準備が整い次第開始することも可能**（各自治体が管理者ポータルで公開手続を行うまで各自治体の情報はアプリ上には表示されない）。

	R8年度			R9年度
	10月末～1月	2月	3月	4月以降
参加自治体における対応	利用申請	管理者アカウントの発行等	▲自治体向け利用開始 事前準備 ▲国民向け利用開始	制度運用

制度参加に向けた課題への対応策等について

メリット・必要性

○ 関係人口の量的拡大・質的向上は、**地方における地域の担い手確保、地域の活力の維持・向上、地域経済の活性化等に寄与**するとともに、**都市住民の自己実現などウェルビーイングにも寄与**。

○ 制度参加することで**既に取組を進めている団体においても関係人口の裾野拡大に向けた間口が広がる**ことが期待。

○ 各自治体の**独自・既存の取組（情報発信、移住施策、担い手確保策など）との相乗効果も期待**。

事務負担

○ 制度の運用に係る自治体職員の事務負担をできる限り低減できるよう、情報発信、プレミアム登録の承認・更新等について**簡便な操作や自動対応が可能となるようシステムを構築**。

○ 加えて、各自治体において、情報発信、担い手活動の企画・運営、サポート施策の受付・支払等を行う**ふるさと住民コーディネーターを配置**することでさらに自治体職員の事務負担の軽減が可能。

財政負担

○ **システム利用料**について、**令和９年度までに参加する団体については、一定期間負担を求めない**。

○ **ふるさと住民コーディネーターの設置**に要する経費等**制度の推進に要する経費について特別交付税措置を創設**。

○ ふるさと住民登録システムと連携するための**既存アプリ等の改修経費**について、**デジタル活用推進事業債を活用可能**。

○ 各自治体において、サポート施策について、予算制約や費用対効果、住民とのバランス等の観点から、新たな財政負担が生じるものに限らず、**既存施策・施設等の活用なども検討**。

モデル事業を踏まえたＱ＆Ａ集

（※）「ふるさと住民登録制度モデル事業検討状況の共有（R8.7時点）」の参考資料①で示したQ&A集に、その後のモデル事業の進捗等を踏まえたQ&Aを追加したものです。追加・修正箇所は赤字部分です。
（※）システムに関するQ&Aについては、9月30日開催の第2回全国説明会におけるシステムの開発状況に関する説明等を踏まえ、全体的に差し替えを行っています。

モデル事業等を踏まえたQ＆A集

※　本資料は、これまでの説明会やモデル事業における質疑応答を取りまとめたものです。今後、モデル事業における実証やシステム開発等によっては、回答内容が変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

❶ 担い手活動

Q1-1.　居住地からリモートで従事できる活動を担い手活動に指定することは可能か。

A.　担い手活動については、人口減少等を背景とした担い手不足への対応を制度趣旨としていること、また、現地へ来訪することにより地域との関係が深化するとともに、地域での消費等の地域活性化に資するところが大きくなると考えられる等の観点から、現地に来訪する活動のみをプレミアム登録の対象となる担い手活動として想定している。

Q1-2.　運動会等の地域のイベントへの参加も、担い手活動に指定して良いか。

A.　地方自治体が指定する担い手活動は、本制度の趣旨を踏まえ、

①　人口減少等を背景とした担い手不足への対応であること
②　活動の内容や活動時間等に鑑み、公共性や地域への貢献が十分に認められるものであること

が必要と考えている。これらの基本的な考え方（以下「担い手活動の指定の考え方」という。）に合致した活動であることが対外的に説明できる範囲で指定していただきたい。
単に「参加」するだけでは担い手活動とは認められないと考えられるが、運動会などのイベントの運営を担うボランティアであれば、上記の趣旨に合致し、担い手活動となると考えられる。

モデル事業等を踏まえたQ＆A集

Q1-3.　参加者から参加費等を徴収するような活動であっても、担い手活動に指定することは可能か。

A. 参加費を徴収する活動であっても、活動内容が担い手活動の指定の考え方に該当する場合は、担い手活動の対象となる。

Q1-4.　農家個人に限らず、農業法人の活動も担い手活動に指定することは可能か。

A. 個人経営か法人かどうかに関わらず、活動内容が担い手活動の指定の考え方に該当する場合は、担い手活動の対象となる。

Q1-5.　地域おこし協力隊インターン制度を活用して地域内で活動するインターンが行う地域活動を担い手活動に指定することは可能か。

A. 地域おこし協力隊インターンにおける活動は、制度として地域貢献活動であることを一定担保することができると考えられることから、担い手活動として位置づけることは可能。活動の必要経費を支払うことについても、そうした地域貢献活動を行うために必要な範囲であれば可能である。

Q1-6.　域外のスポーツ選手やアーティスト等、専門的な技術や知見を有する方に来訪してもらい、スポーツ教室や文化教室等の指導機会を設ける活動を、担い手活動として位置付けることは可能か。

A. 域外のスポーツ選手やアーティスト等が、専門的な技術や経験を生かして教室や指導機会を提供する取組は、本制度の趣旨に合致する活動として担い手活動の対象となり得る。ただし、本制度は、個人が自発的な意思に基づいて地域貢献活動に取り組むことを重視しており、企業が主体となって実施する活動や、本業の一環として行われる活動は対象外と考える。

モデル事業等を踏まえたQ＆A集

Q1-7.　担い手活動（草刈りなどの作業）に伴う傷害保険の加入は義務付けられるか。また、その場合は誰が保険料を負担すべきか（自治体、自治会等活動実施主体など）。

A. 自治体におけるボランティア受入れ時の傷害保険の加入方法や費用負担のあり方について、モデル団体への聞き取りを行ったところ、自治体によって様々な運用がなされているが、主な手法として以下のようなパターンがみられる。

① 参加者本人の判断による任意加入とし、保険料も参加者本人が負担する。

② 自治体や受入団体等の活動実施主体が、参加者全員分について一括してボランティア保険等に加入し、保険料も実施主体が全額負担する。

③ 自治体や受入団体等の活動実施主体が、参加者全員分について一括してボランティア保険等に加入し、保険料は参加費等として参加者から徴収する。

④ 自治体が中間支援組織等へ業務を委託して実施する場合、委託契約において参加者全員分の保険加入を義務付け、委託費に保険料相当額を含めた上で委託事業者が支払う。

①の場合、自治体における事務負担や財政負担は生じない一方、活動中の事故等が発生した際に、参加者との間でトラブルが生じる可能性がある。

他方、②～④のように保険加入を義務付け、活動実施主体等が一括して加入する場合は、参加者個人や受入団体ごとの判断に左右されない統一的かつ公平な対応が可能となるほか、参加者にとっても保険加入の手続負担が軽減され、参加しやすい環境の整備につながる。一方で、活動実施主体における事務負担や、（参加者本人が保険料を負担する場合を除き）財政負担が生じる。

総務省としてガイドライン等において特定の手法を推奨することは想定していないが、農業や草刈りなど、活動中のけがのリスクが比較的高い活動については、事故発生時のトラブル防止の観点から、活動実施主体側が参加者分を一括して保険に加入することも考えられる。担い手活動の内容や実施体制等を踏まえ、各自治体において適切な方法を検討いただきたい。

なお、自治体が参加者の保険料を負担する場合、その経費は担い手活動の受入環境整備に要する経費として特別交付税措置の対象となる。

モデル事業等を踏まえたQ＆A集

Q1-8.　農作業など屋外での担い手活動について、天候等を理由に当日実施できなくなった場合でも、現地を来訪した場合は担い手活動参加としてカウントして良いか。

A.　天候等により当日実施ができなくなる可能性がある活動については、軽作業でも構わないため、あらかじめ代わりの活動をご用意いただきたい。

Q1-9.　担い手活動を自治体が個別に承認するのではなく、担い手活動を運営する団体について、あらかじめ当該団体の活動を包括的に担い手活動として指定することは可能か。

A.　可能であるが、協定締結等により担い手活動の基準を明確化し、適切な運用を担保することが必要と考える。なお、アプリ上での活動募集・配信に関する最終判断は自治体が行うことを想定している。

Q1-10.　担い手活動として、多面的機能支払交付金の対象の草刈りや江払い等の活動を指定することは可能か。

有償活動であっても、担い手活動に指定することは可能であり、その際の留意点等については、資料「有償活動の担い手活動への指定について」を参照していただきたい。
その上で、多面的機能支払交付金事業の対象となっている活動組織が実施する共同活動をふるさと住民登録制度における「担い手活動」に指定することも可能。
ただし、担い手活動において、多面的機能支払制度上での謝金の支払いを受ける参加者については、補助の重複を避けるため、ふるさと住民登録制度における担い手活動参加への報償として、自治体が追加で謝金をお渡しすることは控えていただきたい。

Q1-11.　現地での体験・取材内容のSNS等での発信、地域雑誌等の現地取材、執筆活動について、担い手活動として指定することは可能か。

A.　現地での活動を伴わないものを担い手活動に指定することはできない。
他方、情報発信の担い手が不足している現状を踏まえ、現地での取材等とSNS等での発信を一体として担い手活動として指定することは可能。現地での取材等の活動と情報発信を一体でみることで、担い手活動として十分な公共性・地域貢献が認められるものを想定している。
具体的な取材や情報発信の内容について一律に基準を設けることは困難だが、現地での取材等の活動と情報発信を全体としてみて、担い手活動として必要な水準の活動となっているか判断いただく必要がある。

モデル事業等を踏まえたＱ＆Ａ集

❷ プレミアム要件

Q2-1. プレミアム登録要件となる担い手活動について、１日に数件分カウントしても良いか。

A. 担い手活動については１日１回とすることを想定している。
なお、３日連続で活動した場合は３回とカウントしてもよいこととしている。

Q2-2. プレミアム登録の要件について、「地方自治体において、要件充足を確認」とは、どのようなイメージか。実際に職員が目視で確認する必要があるのか。

A. 「年３回以上の担い手活動の実施」という要件については、システムで自動判定が可能となるが、各自治体において、プレミアム登録に当たって独自の追加要件を設け、書類提出を求める場合には、職員による確認が必要となる。

**Q2-3. プレミアム登録について、すでに３団体登録した人が、４団体目を登録したいと思った時に、登録済みの３団体の中から一つを解除することはできるのか。
また、最低何ヶ月は登録解除できないといった制限はあるか。**

A. 登録者自身が解除できる仕組みを想定している。最低登録期間については現段階では想定していない。

Q2-4. 登録期間は、年度管理（4/1～3/31）になるのか。それとも、登録した日から1年間のように個別でカウントされるのか。

A. プレミアム登録の有効期間は、登録した日から１年間となる。

Q2-5. 県内A市在住者が同県内B市にふるさと住民登録し、B市の担い手活動に３回参加、B市のプレミアム登録者となった場合、県のプレミアム登録者にもなり得るか。

A. プレミアム登録は住所地以外での登録となるため、県のプレミアム登録者にはなり得ない。

モデル事業等を踏まえたQ＆A集

③ サポート施策･御礼

Q3-1. サポート施策について、例えばふるさと納税の返礼品における寄付額３割ルールのような具体的な上限や基準は設定される予定か。

A. サポート施策については、円滑な担い手活動への参加の障壁を解消することで、登録者による活動への参加を促進することを制度趣旨としている。そのため、関係人口の方が担い手活動参加のコストを超えて金銭的にメリットを受けるような状態は想定していない。

なお、こうした考えのもと、ベーシック・プレミアム登録をしたこと自体に対する見返りとして現地に行かなくても恩恵を受けられる物品を提供することは禁止しているほか、活動参加への御礼として適切な範囲を超えた物品の提供（例えば高額な特産品の提供など）は控えていただきたい。

Q3-2. サポート施策は、必ず行わなければならないか。

A. アプリをインストールし登録証が表示されるだけでも価値を感じる方もいると考えられ、財政的な負担が生じるサポート施策にとらわれず制度に参画していただければと考えている。例えば、住民に準ずる者として地域生活を営む上でのサポートの提供（公共施設等の住民並み利用、避難先としての受入等）や、関係人口コミュニティへの参加などといった金銭的支援以外のサポート施策も含め、柔軟に検討していただきたい。

Q3-3. 現地に来て担い手活動に参加していただいた方に、プレミアム登録者か否かに関わらず、活動参加への御礼品を渡してもよいか。

A. 担い手活動の参加者に対して、社会通念上、御礼として適切な範囲内においてお土産を提供することは制度上問題ない。

モデル事業等を踏まえたQ＆A集

Q3-4.　プレミアム登録前でも、交通費補助等の最低限の活動支援を提供しても良いか。

A.　プレミアム登録者に提供する「サポート施策」とは別枠として、１回目や２回目の担い手活動（ベーシック登録状態）に参加してくださった方に対して、純粋な御礼やボランティアに対する交通費補助等を行うことは問題ない。

Q3-5.　近隣の市町村においてプレミアム登録され、宿泊費補助等を受けている登録者に対するサポート施策の必要性はどのように考えればよいか。

A.　宿泊費補助については、基本的には当該自治体内の宿泊を対象にすることを想定している。
その上で、近隣市町村における宿泊も補助の対象とする場合には、近隣市町村と重複しないよういずれか一方のみ申請してもらうようにするなど、近隣市町村等と調整していただきたい。
サポート施策の重複が多く発生することが考えられる場合には、都道府県とも連携しつつ検討を進めていただきたい。

Q3-6.　サポート施策として、地域経済の活性化の観点から、自治体内でのみ利用可能なデジタル地域通貨付与を行ってもよいか。

A.　現地でのみ使用可能な地域通貨はサポート施策として考えられうるものと認識している。

Q3-7.　ベーシック登録の促進のため、ベーシック登録者に対して自治体のグッズ等をプレゼントすることを検討しているが、ガイドライン上問題ないか。

A.　ガイドラインにおいて、ベーシック登録・プレミアム登録に対する物品提供が許容される例として、「広く一般に配布する市の広報グッズや郵送等により送付しているパンフレットを提供」を挙げており、ある程度誰にでも配布予定のものであれば問題ないと考えている。高額な商品や希少性が高いものは返礼品として禁止しているため、その点はご留意いただきたい。

モデル事業等を踏まえたQ＆A集

④ ふるさと住民コーディネーター

Q4-1. ふるさと住民コーディネーターの設置について、法人等への業務委託により確保する場合も、特別交付税措置の対象となるか。

A. 法人等への委託契約により確保する場合も、特別交付税措置の対象となる。
ただし、法人への委託により確保する場合でも、特定の個人が業務に従事する必要があり、経費報告の際も個人ごとの報償費や業務内容などを記載していただくことを予定している。特定に当たっては、個人とその人の勤務日・対応時間まで特定していただきたい。

Q4-2. ふるさと住民コーディネーターの設置に係る特別交付税措置について、人数の上限はあるか。

A. 今年度の特別交付税措置については、従来の特別交付税措置（二地域居住・関係人口特交）の制度を基本的に引き継ぐこととしており、また本制度の導入に向けた準備が中心となることから、コーディネーターの人数制限は設けていない。
なお、令和９年度以降については、今後のモデル事業等を通じて各自治体の対応を把握しつつ、必要に応じ検討する。

Q4-3. ふるさと住民コーディネーターの設置に係る特別交付税措置について、任期の上限はあるか。

A. 任期の上限はない。ふるさと住民コーディネーターについては、地域おこし協力隊等と異なり、継続的な関係性の構築を期待する方法で確保することも考えられる。
ただし、「任期の定めのない常勤職員」として任用されている職員（わかりやすく言うと通常の自治体職員）については、特別交付税措置の対象外となるため、注意されたい。

Q4-4. ふるさと住民コーディネーターについて、居住地・勤務地は受入市町村でなければならないか。

A. 居住地要件は設けておらず、地域おこし協力隊と異なり、地域住民の方や近隣に居住している方を採用しても問題ない。
コーディネーターの勤務地については、基本的に現地で勤務する者を対象としている。

モデル事業等を踏まえたQ＆A集

Q4-5.　地域おこし協力隊や集落支援員が、ふるさと住民コーディネーターを兼務することは可能か。

A.　兼務は可能。ただし、複数の特別交付税措置を併用することはできないため、どちらか一方の費目のみで経費を報告していただきたい。

Q4-6.　移住コーディネーターとして設置している者が、ふるさと住民コーディネーターを兼務することは可能か。

A.　兼任は可能。業務的に重複もあると考えられることから、移住コーディネーター・ふるさと住民コーディネーターを兼務し、他の業務と兼任していない場合は、いずれか一方の特別交付税措置で専任として報告していただいて構わない。

Q4-7.　ふるさと住民コーディネーターについて、「専任」とは１自治体のみに従事しているという意味か。１自治体内で、他の業務と兼任している場合、兼任となるか。

A.　「専任」とは、他の業務と兼務せず、専らふるさと住民コーディネーターの業務に従事する者を指す。
一つの自治体において他の業務と兼任している場合、「兼務」に該当する。

Q4-8.　ふるさと住民コーディネーターとしてどのような人材を確保することを想定しているか。

A.　コーディネーターとしてどのような人材を確保すべきかは自治体のニーズによって異なると考えられるが、主に申請受付や問合せ対応など自治体職員の定型的な事務作業を補助する「補助的職員」、一定の専門的知識・経験を活かして企画や関係部署との調整など制度運営を主導する「専門的職員」、民間法人等が有するノウハウや柔軟な運営等を活かして自治体職員と連携する「民間ノウハウの導入」といったパターンが想定される。

Q4-9.　ふるさと住民コーディネーターの活動経費と募集経費は特別交付税措置の対象か。

A.　活動経費は、コーディネーターに係る経費として措置の対象となるが、募集経費については、その他事業費として措置率0.5で措置される（財政力補正あり）。

Q4-10.　ふるさと住民コーディネーターを会計年度任用職員として任用する場合、当該職員に係る社会保険料も特別交付税措置の対象となるか。

A.　社会保険料や公務災害補償制度に係る負担金も「人件費」に含まれることから、コーディネーターによる支援に要する経費として特別交付税措置の対象となる。

Q4-11.　都道府県がふるさと住民コーディネーターを設置することは可能か。

A.　都道府県が設置することも可能。
モデル団体においても広域的広報や市町村支援等のためのコーディネーター設置を検討している団体もある。

⑤ 特別交付税措置

Q5-1.　担い手活動として草刈り体験を実施するため、必要機材の調達（草刈り機の購入）を検討しているが、このような機材の購入についても特別交付税措置の対象となるか。

A.　担い手活動の受入れに当たって物品を購入する際、その物品が担い手活動に要するものであると整理できる場合は、特別交付税措置の対象となる。
ただし、その物品が「消耗品」ではなく受入団体の「備品」として取り扱われる場合、その物品は基本的に受入団体の財産となるため、次の点に留意する必要がある。

- その物品を購入する費用を公金でまかなうことの妥当性を議会・住民等に説明できるか。
- 特に、受入団体の本来の事業活動のためではなく、専ら担い手活動にあたる体験事業のために購入するものであるか。
- 体験事業期間中の借上げではなく、備品購入とすることに合理性があるか。

モデル事業等を踏まえたQ＆A集

Q5-2.　既存の取組として、独自の関係人口向けのポータルサイトを運用している。既存の取組から本制度への円滑な移行のため、経過措置として独自の関係人口向けのポータルサイトを併用する見込み。この場合、既存のポータルサイトの運用経費は特別交付税措置の対象となるか。

A.　情報発信に要する経費として措置の対象となる。
また、ふるさと住民アプリとの連係のための、自治体独自のサイトやアプリ等の改修に要する経費については、デジタル活用推進事業債の対象となる。

Q5-4.　担い手活動における参加者の保険料を自治体が負担した場合は特別交付税措置の対象となるか。

A.　担い手活動の受入環境の整備に要する経費として特別交付税の措置対象となる。

Q5-5.　プレミアム登録者に対するサポート施策について、どのような経費が特別交付税措置の対象となるか。

A.　プレミアム登録が行われるのは制度開始後となることから、令和９年度に向けて検討することとしている。

⑥ システム　（※）モデル事業のモニター実証において使用する試用版アプリについては、一部機能が異なる。

Q6-1.　ベーシック登録は、住民も登録可能とのことだが、担い手活動の参加もアプリの仕様上可能か。

A.　住所地の自治体に対しベーシック登録をしていただいている方については、担い手活動にも参加していただくことが可能であり、活動実績もシステム上、記録していくことが可能。ただし、プレミアム登録については、登録申請先の自治体が住所地である場合には申請できない。

モデル事業等を踏まえたQ＆A集

Q6-2. プレミアム登録や担い手活動に当たり、マイナンバーカード及び公的個人認証サービスによる本人確認等は必須か。また、マイナンバーカードを保有していない者はプレミアム登録を行うことができるのか。

A. プレミアム登録に当たっては、本人確認及び居住地要件等の確認を適切に行う観点から、マイナンバーカード及び公的個人認証サービスを活用することとしている。また、担い手活動にあたっても本人性の確認が必要なため、事前にマイナンバーカード及び公的個人認証サービスを活用することを基本としている。
このため、プレミアム登録や担い手活動を行う者は、マイナンバーカードを保有していることが必要となる。

Q6-3. ユーザーが希望すれば直接都道府県のみの登録も可能であり、都道府県を登録する際に必ず市町村を選択しなければならない仕様にはなっていないということでよいか。

A. お見込みのとおり、都道府県のみを登録することも可能であり、都道府県を登録する際に市町村の選択を必須とする仕様は想定していない。

Q6-4. 都道府県が指定した担い手活動の実績はシステム上、実施される市町村、当該市町村が属する都道府県の双方における活動実績として記録されるということになっている。この場合、都道府県が指定した担い手活動を市町村が担い手活動として認めるプロセスはなく、自動で市町村の活動記録として記録されるということでよいか。

A. お見込みのとおり、都道府県が指定した担い手活動については、市町村による個別の承認プロセスを経ることなく、市町村側の活動実績としても記録される想定である。
なお、都道府県が指定した担い手活動への参加には、当該担い手活動の実施場所となる市町村にベーシック登録を行うことが必要となる。

Q6-5. 未成年者は、スマホのアプリが使用できればベーシック登録もプレミアム登録できるか。

A. 未成年者については、マイナンバーカード認証を任意に行わない場合は保護者による同意が必要とならず、ベーシック登録が可能。他方、プレミアム登録等については、マイナンバーカード認証に加えて、保護者による同意が必要。保護者の同意の取得方法については、システム開発の中で詳細を検討しているところ。

モデル事業等を踏まえたQ＆A集

Q6-6. 自治体側の管理画面を操作するアカウントは複数用意可能か。

A. 可能である。各団体につき１アカウントのみとすることは想定しておらず、複数の担当者で役割分担できるようアカウントを払い出せる機能を想定。

Q6-7. 町のイベントを担い手活動と想定している。活動箇所がいくつもある場合は一つの担い手活動として登録するのか、それとも別々の担い手活動として登録するのか。

A. 実施箇所は1か所を指定する仕様である。複数箇所の場合は代表として集合場所等を1か所設定し、そこで受付処理を行う運用で対応していただきたい。

Q6-8. アプリでの検索について、サポート施策から検索することは可能となるか。

A. 検索はイベント情報・担い手活動情報・自治体基礎ページの登録情報等によるもののみを予定。サポート施策を起点とした検索は想定していない。

Q6-9. プレミアム登録にはマイナンバーカード情報の登録が必要だと思うが、LGWAN系で操作するということはマイナンバー情報まで公開されており、操作する人は基本的にその情報を確認することが可能ということか。

A. 本システム上でマイナンバー情報を扱うことはない。なお、マイナンバーカードによる本人確認は、マイナアプリの機能を利用する予定。

Q6-10. 担い手活動は参加者の二次元コード読み取りで実績登録完了となるか。その後、システムで自治体の活動実績の認証作業等はあるか。

A. 二次元コードの読み取り時点で実績登録が完了する。読み取れない不具合時には事後に実績登録申請を行う機能も実装するため、その場合は各自治体で内容を確認し承認する作業が発生する。

Q6-11. 中山間エリアで活動する場合、電波が入らない場所もある。二次元コードで読み取りできない場合の事後承認機能はあるか。

A. オンライン復帰後に「参加したものの記録できなかった」として担い手活動の実績を申請することが可能である。

モデル事業等を踏まえたQ＆A集

Q6-12.　２日間にわたる活動について、参加者の活動実績を２回記録したい場合どのようにシステム上対応するのか。

A.　担い手活動は１日単位で分けて登録することが必要。分割して登録した活動に対して１日目と同じ参加者を追加する機能も備える予定であり、当該機能も活用し運用上対応いただきたい。

Q6-13.　イベントの情報発信等について回数は月や年度で上限があるか。

A.　システムの上限はない。

Q6-14.　登録申請の入力項目等について、それぞれの市町村で独自の項目の追加などは可能か。

A.　アプリでベーシック登録する際には、登録ユーザーにアンケートを答えてもらう仕様になっている。このベーシック登録時アンケートには、全自治体共通の固定の質問項目の他に、各自治体にてカスタマイズ可能な追加質問を設定することが可能である。

Q6-15.　アプリの通知をオンにした状態で、新規情報等が掲載された場合、スマホ上にポップアップ通知が出るような仕様か。

A.　１日１回（新規情報等の掲載がなされた翌日）に新着情報がある旨がスマホ上で通知が表示される仕様である。

モデル事業等を踏まえたQ＆A集

⑦ 個人情報

Q7-1. 現在自治体で保有している名簿情報を、ふるさと住民登録制度のクラウドに移行させても良いか。個人情報保護の観点から本人の同意や本人による手続きが必要か。

A. 個人情報保護法上、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない（第69条第１項）と規定されているため、基本的には、自治体が既存の名簿に掲載された方々に対し制度についての周知や登録案内を行い、登録者本人にふるさと住民としての登録手続を行っていただくことを想定している。

Q7-2. 市町村がふるさと住民アプリ上で収集した個人情報は、都道府県に共有されるか。

A. ふるさと住民登録のアプリシステムで取得・反映される情報（ベーシック登録時のアンケート回答や、二次元バーコード読み取りによる担い手活動の実績等）については、基本的に都道府県と市町村間でタイムリーに同期（共有）される仕組みを想定している。

⑧ その他

Q8-1. 都道府県のベーシック登録者に対して、管内市町村が生成した担い手活動を周知・募集してもよいか。

A. 問題ない。都道府県による広域的な情報発信についても積極的に検討していただきたい。

Q8-2. ベーシック登録やプレミアム登録の名称は自治体で変更可能か。

A. 制度上は、どの自治体においても「プレミアム登録者＝地域に相当程度貢献する関係人口である」という全国共通の価値としていきたいと考えているため、自治体ごとに名称を変更するのではなく、全国共通の名称で運用することを想定している。
なお、国の制度上の取扱いとは別に、各自治体が独自の名称（呼称）を設けることは差し支えない。

モデル事業等を踏まえたＱ＆Ａ集

Q8-3.　ベーシック登録機能のみでの参加が可能とのことだが、当初は担い手活動の募集を行わず、情報発信機能のみを活用して運用することも可能であるとの理解でよいか。あるいは、ベーシック登録による運用であっても、担い手活動の募集を実施することが参加要件となるのか。

A.　担い手活動の実施については、一定の準備等が必要と考えられることから、制度開始時はベーシック登録のみを運用し、情報発信から取組を始めることも想定している。

Q8-4.　ふるさと住民登録制度開始後、全国の自治体の状況（ベーシック登録者数やプレミアム登録者数等）は公開していく予定か。

A.　現時点では、総務省から、全国自治体ごとのベーシック登録者数やプレミアム登録数を公表することは想定していない。